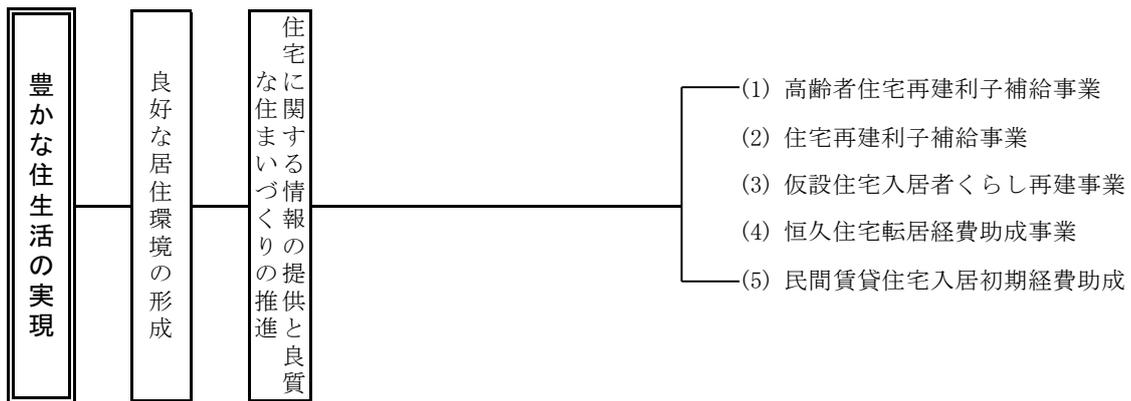


第8章

第 6 節

豊かな住生活の実現

(基本方針) (基本施策)



1 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進

(1) 高齢者住宅再建利子補給事業

開始年度 平成28年度

根拠法令等	熊本市リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	県10/10 ※一部損壊世帯への支給については、一般財源により負担

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震の被災者が、金融機関からリバースモーゲージ型の融資を受けて住宅を新築・購入、補修した場合、その融資額に係る利子の一部を補給する。

※令和3年度より復興総室から健康福祉政策課に所管替え

<実績>

年度	支給件数	決算額(千円)
R3	3	2,457

(2) 住宅再建利子補給事業

開始年度 平成28年度

根拠法令等	熊本市自宅再建利子助成事業補助金交付要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震の被災者が、金融機関から融資を受けて住宅を新築・購入、補修する場合に、その融資額に係る利子の一部を補給する。

※令和3年度より復興総室から健康福祉政策課に所管替え

<実績>

年度	支給件数	決算額(千円)
R3	44	28,979

(3) 仮設住宅入居者くらし再建事業

開始年度 平成28年度

根拠法令等	_____	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	国3/4

<目的・事業内容>

平成28年度熊本地震で被災された方の生活再建支援を目的として地域支え合いセンターを設置し、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進等の総合的な支援を行うもの。

令和3年度は、引き続き被災された方からの相談を受け付けるとともに、仮設住宅退去者に対する生活・健康調査の結果、支援が必要な方について各種支援へのつなぎを行った。

※令和3年度より復興総室から健康福祉政策課に所管替え

<実績>

年度	支援を行った回数	決算額(千円)
R3	348	23,357

(4) 恒久住宅転居経費助成事業

開始年度 平成28年度

根拠法令等	熊本市転居費用助成金交付要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震の被災者で、応急仮設住宅等で生活している者が、建設・購入した住居や民間賃貸住宅、災害公営住宅等の恒久的な住居に転居する際に要する転居費用相当額を助成する。

※令和3年度より復興総室から健康福祉政策課に所管替え

<実績>

年 度	支給件数	決算額 (千円)
R3	141	14,100

(5) 民間賃貸住宅入居初期経費助成

開始年度 平成28年度

根拠法令等	熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震の被災者で、応急仮設住宅等で生活している者が、再建先の民間賃貸住宅に入居する際に要する初期費用相当額を助成する。

※令和3年度より復興総室から健康福祉政策課に所管替え

<実績>

年 度	支給件数	決算額 (千円)
R3	40	8,000

社会福祉2団体の事業概要

○熊本市社会福祉協議会

○熊本市シルバー人材センター

社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会

〒860-0004

熊本市中央区新町2丁目4番27号(熊本市健康センター新町分室3階)

TEL 096-322-2331(代表) FAX 096-359-1800

E-mail info@kumamoto-city-csw.or.jp

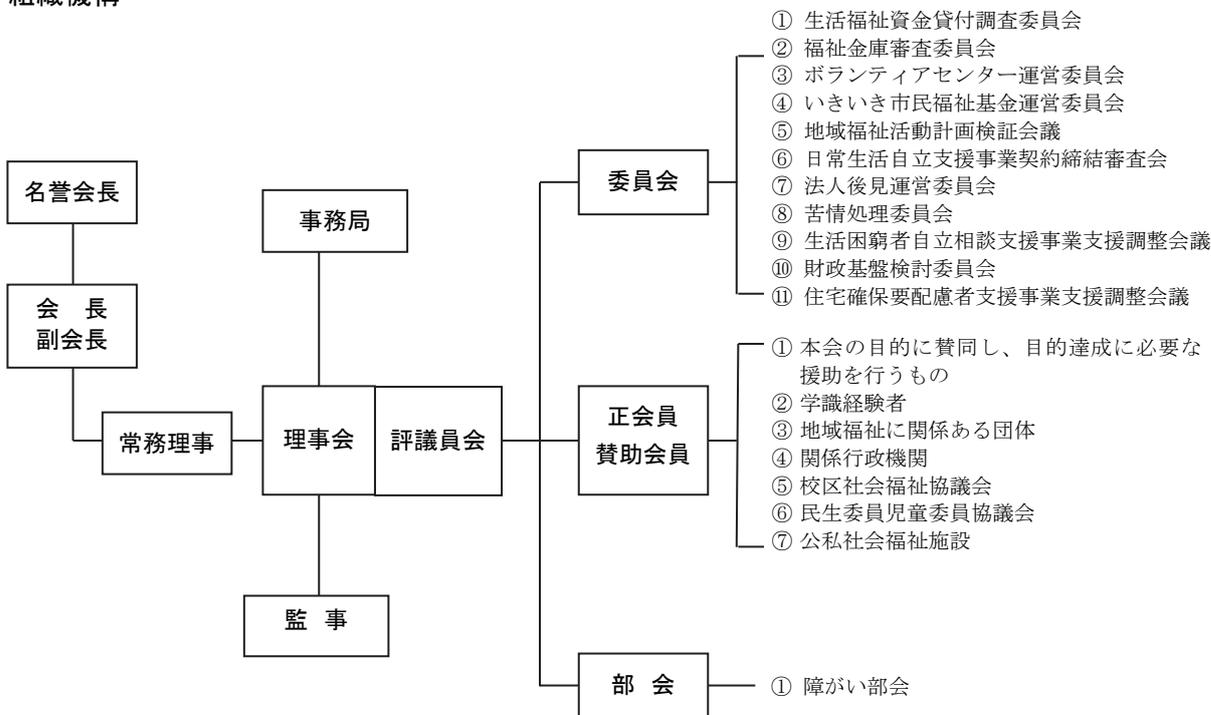
ホームページ <http://www.kumamoto-city-csw.or.jp/>

1 設 立 昭和30年4月 (法人認可：昭和43年10月7日)、根拠法令：社会福祉法第109条

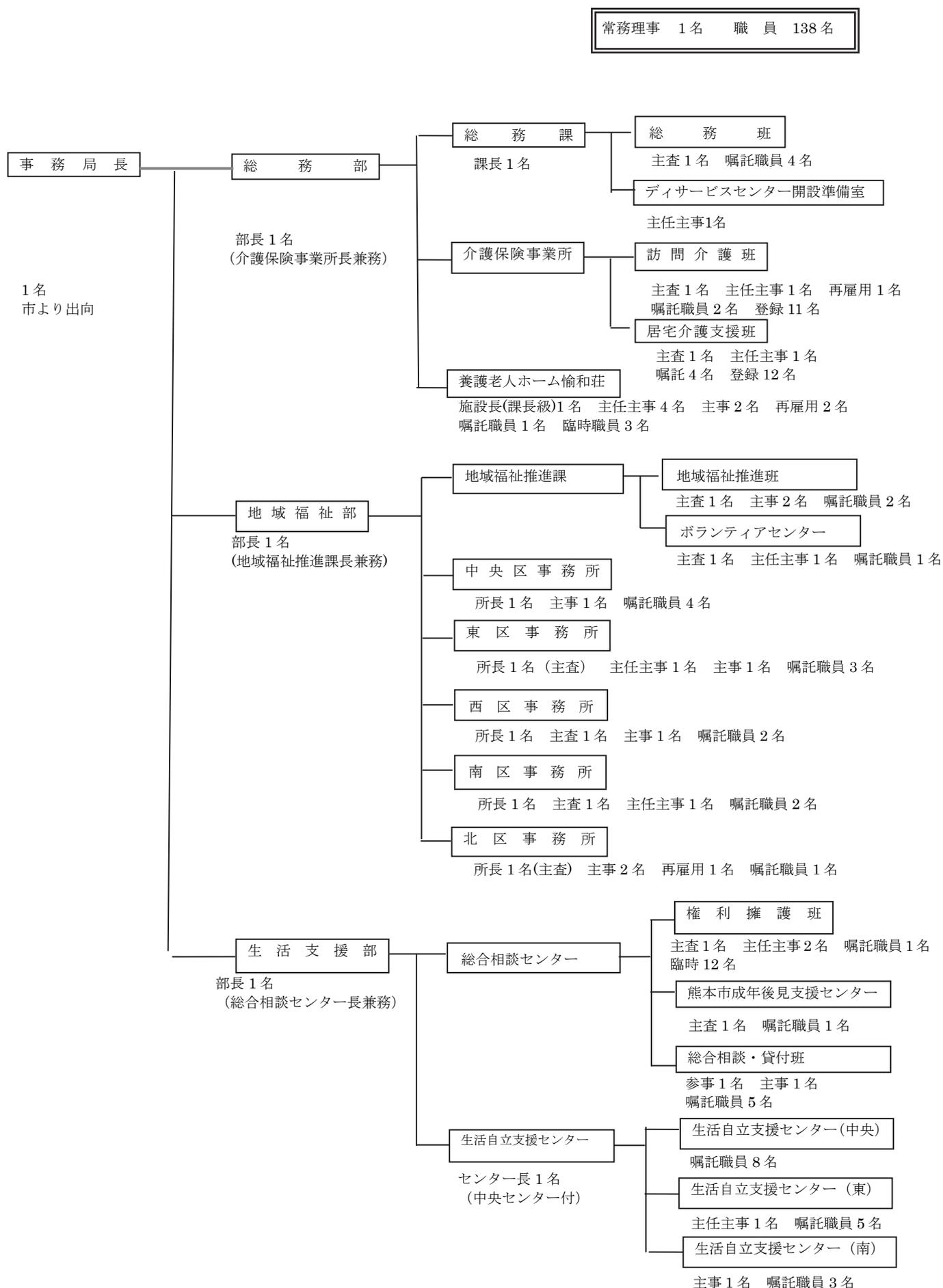
2 目 的

社会福祉協議会は、市町村・都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されている。地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、住民の福祉活動への参加に対する援助や、社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉を増進させることを目的とする民間団体であり、民間福祉活動を進める上で中核的役割を担う組織として位置付けられる。

3 組織機構



4 事務局組織図（令和4年4月1日付）



5 事務分掌

総務部

総務課

総務班

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (2) 職員の福利厚生に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 公印及び文書に関する事。
- (5) 預金管理及び財産管理に関する事。
- (6) 寄附金の収納に関する事。
- (7) 庶務及び経理に関する事。
- (8) 組織管理及び事務管理に関する事。
- (9) 障がい者成人式に関する事。
- (10) 苦情処理委員会に関する事。
- (11) 内部通報制度の確立に関する事。
- (12) その他他の課等に属さない庶務に関する事。
- (13) 理事会、評議員会に関する事。
- (14) 定款及び諸規程等の制定、改廃に関する事。
- (15) 職員の研修に関する事。
- (16) 広報に関する事。
- (17) 会員に関する事。
- (18) いきいき市民福祉基金に関する事。
- (19) 山根高齢者等福祉基金事業に関する事。
- (20) 会費等の収納に関する事。
- (21) 政令指定都市社協との連携に関する事。
- (22) 災害対応型自動販売機設置事業に関する事。
- (23) 基盤強化計画の推進に関する事。
- (24) 資金運用委員会に関する事。
- (25) 地域協議会に関する事。
- (26) 日本赤十字社熊本県支部熊本市地区本部に関する事。
- (27) 熊本市共同募金委員会に関する事。
- (28) 災害援護に関する事。
- (29) 照会回答に関する事。
- (30) その他協議会運営に関する事。

介護保険事業所

訪問介護班

- (1) 指定訪問介護事業及び指定居宅介護事業に関する事。
- (2) きずなホームヘルプサービスに関する事。

居宅介護支援班

- (1) 指定居宅介護支援事業に関する事。
- (2) 要介護認定調査事業に関する事。

養護老人ホーム愉和荘

- (1) 養護老人ホームの経営に関する事。

地域福祉部

地域福祉推進課

地域福祉推進班

- (1) 地域福祉事業の企画、実施及び調査広報に関する事。
- (2) 関係機関団体との連絡調整に関する事。
- (3) 校区社会福祉協議会に関する事。
- (4) 熊本市民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員に関する事。
- (5) 障がい部会に関する事。
- (6) 地域福祉活動計画の推進に関する事。
- (7) 校区社協行動計画策定支援事業に関する事。
- (8) 災害時要援護者支援事業に関する事。
- (9) ジュニアヘルパー養成事業に関する事。

- (10) ふれあい・いきいきサロン事業に関すること。
- (11) その他地域福祉活動及び支援活動に関すること。

ボランティアセンター

- (1) ボランティアセンター運営委員会に関すること。
- (2) ボランティアに関する事業計画・実施、調査・広報に関すること。
- (3) 福祉教育の推進に関すること。
- (4) ボランティアの養成・研修に関すること。
- (5) ボランティアの登録・斡旋に関すること。
- (6) 災害ボランティアセンター設置・運営に関すること。
- (7) 災害救援ボランティアバンク設置・運営に関すること。
- (8) NPO法人に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、ボランティアセンターの運営に関すること。

中央区事務所

- (1) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (2) 校区社会福祉協議会に関すること。
- (3) 熊本市区民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員に関すること。
- (4) 地域福祉事業に関すること。
- (5) 校区社協行動計画策定支援事業に関すること。
- (6) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (7) ジュニアヘルパー養成事業に関すること。
- (8) ふれあいいきいきサロン事業に関すること。
- (9) その他区の特色に応じた地域福祉活動及び支援活動に関すること。
- (10) 福祉相談に関すること。
- (11) ボランティア事業に関すること。
- (12) 災害援護に関すること。
- (13) 日赤社資及び共同募金の収納に関すること。
- (14) 寄付金及び会費の受付収納に関すること。
- (15) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (16) 生活福祉資金及び福祉金庫に関すること。
- (17) その他貸付相談に関すること。
- (18) 権利擁護事業に関すること。
- (19) 緊急一時援護費事業及び緊急一時食糧等支給事業に関すること。

東区事務所

- (1) 中央区事務所第1号から第19号までに同じ。

西区事務所

- (1) 中央区事務所第1号から第19号までに同じ。

南区事務所

- (1) 中央区事務所第1号から第19号までに同じ。

北区事務所

- (1) 中央区事務所第1号から第19号までに同じ。

生活支援部

総合相談センター

権利擁護班

- (1) 権利擁護事業運営に関すること。
- (2) 契約締結審査会の運営に関すること。
- (3) 運営適正化委員会の連絡調整に関すること。
- (4) 権利擁護に係わる法律相談に関すること。
- (5) 成年後見事業に関すること。
- (6) 熊本市成年後見支援センター設置運営に関すること。
- (7) その他権利擁護に関すること。

総合相談・貸付班

- (1) 心配ごと相談所に関する事。
- (2) 福祉相談に関する事。
- (3) 生活福祉資金及び福祉金庫に関する事。
- (4) 河内地区奨学資金貸付金に関する事。
- (5) 災害福祉援護資金に関する事。
- (6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関する事。
- (7) 住宅確保要配慮者支援事業に関する事。
- (8) 緊急一時援護費事業及び緊急一時食糧等支給事業に関する事。
- (9) 前各号に定めるもののほか、貸付相談に関する事。

生活自立支援センター

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業に関する事。
- (2) 生活困窮者家計改善支援事業に関する事。

6 事業概要

(1) 福祉サービス利用支援施策

① 生活福祉資金貸付事業（昭和30年～ 熊本県社会福祉協議会受託事業）

低所得世帯・障がい者または高齢者の属する世帯に対し、資金を貸付けるとともに、民生委員を通じ必要な相談を行い、その経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、更生資金等4種類の資金の貸付けを行っている。

この事業については、熊本県社会福祉協議会から一部事務委託を受け、熊本市社会福祉協議会が窓口になっている。

<生活福祉資金貸付条件一覧表>

資金の種類		貸付内容(注3)			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
福祉費	低所得世帯・障がい者世帯または日常生活上療養介護を要する高齢者が属する世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
生業	・生業を営むために必要な経費 (設備・機械等の購入など)	4,600千円以内		据置期間後 20年以内	貸付の日から6月以内 連帯保証人あり 無利子 (注3) 連帯保証人なし 年1.5%
住宅	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500千円以内		7年以内	
	・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500千円以内		3年以内	
技能修得	・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (技能を習得する期間(注1)により異なる)	6ヶ月以内1,300千円以内 1年程度2,200千円以内 2年程度4,000千円以内 3年程度5,800千円以内		8年以内	
	・就職、技能習得の支度に必要な経費	500千円以内		3年以内	
福祉用具	・福祉用具等の購入に必要な経費	1,700千円以内		8年以内	
障がい者用自家用車購入費	・障がい者の日常生活の便宜等を図るための、自動車購入に必要な経費	2,500千円以内		8年以内	
中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等の国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136千円以内		10年以内	
療養・介護	・負傷及び疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費や、介護サービス、障がいサービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下1,700千円以内 期間1年超 1年6月以内2,300千円以内		5年以内	
災害援護資金	・低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500千円以内		7年以内	
冠婚葬祭	・冠婚葬祭に必要な経費	500千円以内		3年以内	
その他	・その他、日常生活上一時的に必要な経費	500千円以内		3年以内	

	緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の資金 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費又は介護費の支払い等 ・給与などの盗難、紛失 ・火災等被災 ・年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要なとき ・解雇、休業等による収入減 ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき 	100 千円以内	貸付の日から 2 月以内	据置期間後 12 ヶ月以内	連帯保証人 不要 無利子
	教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
	教育支援費	・高校、短大、大学又は高専に修学するために必要な経費(注2)	[高等学校] 月 35 千円以内 [高等専門学校] 月 60 千円以内 [短期大学] 月 60 千円以内 [大学] 月 65 千円以内	卒業後 3 月以内	据置期間後 20 年以内	連帯保証人 不要 無利子
	就学支度費	・高校、短大、大学又は高専への入学に際し必要な経費	500 千円以内			
	総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要として、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金				
	生活支援費	・生活再建までの間に必要な経費	二人以上世帯 月額 200 千円以内 単身世帯 月額 150 千円以内	最終貸付の日より6月以内	据置期間後 10 年以内	連帯保証人 あり 無利子 (注3) 連帯保証人 なし 年1. 5%
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	400 千円以内	貸付の日より6月以内		
	一時生活再建費	・生活の再建に一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600 千円以内			
	不動産担保型生活資金	65歳以上の高齢者世帯に対し、居住している宅地を担保として生活費を貸し付ける資金 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間 	土地の評価額が10,000千円以上を対象とし、その評価額の70% 月額 300 千円以内	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	推定相続人の中から連帯保証人を選任 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	(一般世帯向け)	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間				

(要保護世帯向け)	生活保護が必要な高齢者に、居住している宅地を担保とする生活資金を貸付 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額が 5,000 千円以上を対象とし、その評価額の 70% (集合住宅の場合は、50%) 月額生活扶助額の 1.5 倍以内	契約の終了後 3 月以内	据置期間終了時	連帯保証人不要 年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
-----------	---	---	--------------	---------	--------------------------------------

(注) 1 法令などにおいて、知識・技能を習得する期間を 6 ヶ月以上と定めている場合であって、3 年の範囲内において 6 ヶ月を超える期間

2 高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む

3 貸付金を定められた償還期間までに支払わなかったときには、延滞元金につき年 10.75% の延滞利息を徴収する

(貸付条件) 1 連帯保証人が原則 1 名必要 (保証人がいない場合でも貸付は可能だが、その場合、貸付利率が 1.5% となる)

2 技能習得費、教育支援費の貸付については、連帯借受人が必要となる

3 次に該当する方は借りることができません

(1) 過去に、生活福祉資金を借りている人の属する世帯並びにその連帯保証人

(2) 資金の借り入れにより、自立した生活及び償還 (返済) が見込めない場合

(3) 会社や団体による借入

<生活福祉資金種類別貸付実績>

(単位：上段/件 下段/千円)

年度	福祉費									
	生業	技能習得費	住宅改修・補修	福祉用具費	障害者自動車購入	療養・介護費	災害援護費	住宅費給排水設備費	就職技能費	その他の日常生活費
R1	0	1	1	0	0	0	0	4	0	30
	0	300	1,040	0	0	0	0	923	0	2,215
R2	0	0	0	0	4	0	0	1	0	13
	0	0	0	0	6,250	0	0	460	0	829
R3	0	0	0	0	5	0	0	0	0	25
	0	0	0	0	7,494	0	0	0	0	1,619

年度	緊急小口資金	教育支援資金	総合支援資金	不動産担保型生活資金		合計
				一般世帯	要保護世帯	
R1	0	36	0	4	0	76
	0	12,398	0	59,010	0	75,887
R2	0	20	1	1	1	41
	0	14,623	291	14,000	6,027	42,480
R3	1	17	0	0	4	52
	70	11,682	0	0	22,988	43,853

② 福祉金庫 (昭和 40 年～)

昭和 40 年公益質屋制度の廃止に伴い、生活保護世帯及び生活困窮者に対する民生委員活動を側面から助長するため、生活困窮者の自立更生を目的としてこの制度が設けられている。

この事業は、熊本市から貸付金の融資を受け、熊本市社会福祉協議会が窓口として行われている。

・貸付の対象

熊本市に 1 か月以上居住する生活困窮者で、次の各号に該当する資金を必要とする者に限る。

ア 世帯を更生するために必要な生活つなぎ資金

イ 世帯を更生するために安定した職業に就くために必要な資金

ウ 生活保護を受けようとする者が、保護申請の日から保護の開始により金銭給付を受けるま

でのつなぎ資金

エ 家族の急病等特別な事情がある場合、または緊急な生活必需品を購入するのに必要な資金

・貸付金の額

普通貸付 50,000 円以内

特別貸付 100,000 円以内

・貸付金の償還

翌月から5か月以内（特別貸付は10か月以内）

<福祉金庫貸付状況>

年度	貸付件数（件）	貸付金額（千円）
R1	47	3,266
R2	43	3,098
R3	46	3,172

③ 住宅確保要配慮者支援事業（平成 29 年度～）

居住支援法人活動の一環として、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、生活困窮者等）の賃貸住宅契約時に求められる保証を熊本市社会福祉協議会が行い、入居から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行っている。また、生活保護行政や生活困窮者自立支援センター等と連携した地域居住支援に取り組んでいる。

④ ひとり親家庭貸付事業（平成 28 年度～）

1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学時及び就職時に貸付けを行うことで、資格取得及び自立の促進を図ることを目的としている。

2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（令和 3 年度～）

就労による自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付けを行うことで、住居の確保及び自立の促進を図ることを目的としている。

⑤ 生活困窮者自立支援事業

1) 自立相談支援事業（平成 25 年度～ 熊本市受託事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者を早期に支援することにより自立と尊厳を確保する支援を行っている。また、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、各種関係機関との連携を図りながら包括的な支援の構築を行っている。

〈相談窓口〉

中央 熊本市中央区手取本町 1-1（中央区役所内）

東 熊本市東区東本町 16-30（東区役所内）

南 熊本市南区富合町清藤 405-1（雁回館内）

2) 家計相談支援事業（平成 28 年度～ 熊本市受託事業）

生活困窮者の家計に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行うことで、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、安定的な生計維持を目指すよう支援を行っている。

〈相談窓口〉

中央 熊本市中央区手取本町 1-1（中央区役所内）

東 熊本市東区東本町 16-30（東区役所内）

南 熊本市南区富合町清藤 405-1（雁回館内）

⑥ 日常生活自立支援事業（平成 17 年度～）

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等の援助を行っている。

⑦ 法人後見事業（平成 27 年度～）

日常生活自立支援事業で支援が難しくなった利用者や成年後見制度が必要となった方々に対して、成年後見制度の利用を推進するとともに、法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行い安心して生活ができるように支援を行っている。

⑧ 熊本市成年後見支援センター運営事業（令和 4 年度～）

認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人が安心して自分らしく地域で暮らせるよう、その意思決定を支援し、かつ権利を保護することを目的として、制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりを推進するとともに、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行っている。

(2) 地域福祉施策

① 校区社協行動計画策定支援（令和元年度～）

住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる仕組みづくりを構築するなど、地域の課題解決力の向上を図ることを目的とした「校区社協行動計画」の策定を支援している。令和元年度、各区 1 校区の 5 校区社協における校区社協行動計画の策定支援に取り組み、この 5 校区をモデルとして全校区（地区）社協における行動計画の策定を目指し支援を行っている。

<校区社協行動計画策定状況>

年度	策定校区（地区）社協数
R1	5
R2	15
R3	23

② 災害時要援護者支援事業（平成 21 年度～ 熊本市受託事業）

災害時に自力で避難することが困難な方や情報が伝わりにくい方々に対し、ご本人が市へ登録の申請をする災害時要援護者台帳をもとに、地域の町内自治会、民生委員・児童委員、自主防災クラブ等で情報の共有化を図るとともに、個別避難支援プランを作成し日頃の見守りや災害時における支援体制を構築する。

③ ジュニアヘルパー養成事業（平成 23 年度～ 熊本市受託事業）

熊本市内の中学生をジュニアヘルパーとして養成し、登下校や休日等を利用して、地域の一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、声かけやお話しを行うことにより、見守り活動と世代間交流を図っている。

<ジュニアヘルパー実施状況>

年度	中学校数	登録者数
R1	34	355
R2	※	※
R3	※	※

※令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者宅の訪問が難しいことから、中学生が作成したメッセージカードを民生委員・児童委員を通じて地域の高齢者に届けていただく活動にかえて世代間交流を図っている。また、地域の高齢者施設へも配付することで多くの高齢者にメッセージを届けている。

<メッセージカード配付状況>

年度	実施中学校数	メッセージカード数	配付施設数（市老協会員施設）
R2	5	713	13
R3	10	1,213	17

④ ふれあい・いきいきサロンの推進（平成6年度～）

ひとり暮らし高齢者等と地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、仲間づくりや健康づくり（介護予防）を目指して、校区社会福祉協議会を中心に地域ボランティアと民生委員・児童委員、地域の福祉・医療機関等が協力し合い、令和3年度は、95校区（地区）658か所で定期的に開催。熊本市社協では、サロン活動を立ち上げる各校区社会福祉協議会に対し、関係機関との調整、ボランティアの確保及び活動メニュー作成への助言等の支援を行っている。

⑤ ふれあいランチ給食サービス（平成元年度～）

地域内の見守りの一環として、在宅の高齢者等に対し食事を提供することで、閉じこもりを 방지、利用者とボランティアとのふれあいや交流を促進し、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を目指している。

<ふれあいランチ給食サービス実施状況>

年度	実施届提出校区（地区）社協数	実施校区（地区）社協数	延給食数
R1	31	31	19,035
R2	31	12	4,503
R3	30	12	5,047

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない校区が多くあったもの。

(3) 高齢者福祉施策

① 介護保険関連事業（平成22年度～ 北区植木町を中心としたエリア）

- ・ 訪問介護事業
- ・ きずなホームヘルプサービス（訪問介護事業に準ずる自費サービス）
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 要介護認定調査事務受託事業（平成28年度～ 熊本市受託事業）

② 養護老人ホームの運営（平成22年5月～）

65歳以上の高齢者で、環境上の理由や経済的な理由により、自宅での療養が困難になった方を養護するとともに、その者が自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な援助を行うことを目的とする。

(4) 障がい者（児）福祉施策

① 熊本市社会福祉協議会障がい者成人式（昭和56年度～）

② 障がい福祉サービス事業（平成22年度～ 北区植木町を中心としたエリア）

居宅介護・重度訪問介護・同行援護（障害者総合支援法）

(5) ボランティア推進施策

① ボランティアセンター運営事業（昭和50年度～）

(1) 市民啓発推進事業

1) 福祉情報の収集と提供

ボランティア情報誌「ニーズ通信」の発行（平成7年度～）

年6回のボランティア情報誌を発行。ボランティアセンター登録者及び学校・企業・区役所・まちづくりセンター等に配布。

2) くまもと市民ボランティア週間行事の開催

(2) 養成研修推進事業

1) 高校生ワークキャンプ（平成元年度～）

次代を担う高校生を対象に社会福祉施設での体験学習を通じ、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

<高校生ワークキャンプ参加者数>

(単位：人)

施設の種類	R1	R2	R3
特別養護老人ホーム	42	—	—
重症心身障がい児施設	8	—	—
知的障がい者更生施設	—	—	—
通所介護施設	5	—	—
身体障がい者療護施設	—	—	—
子育てサロン	—	—	—
介護老人保健施設	2	—	—
障がい者支援施設	5	—	—
児童発達支援センター	5	—	—
乳児院	—	—	—
保育園	10	—	—

※R2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

<高校生ワークキャンプ反省会>

年度	参加者数（人）
R1	—
R2	—
R3	—

※R1～3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2) くまもと災害ボランティア（平成8年度～）

東日本大震災や九州北部豪雨災害を教訓に、日頃から災害を想定した救護・救援に関する研修訓練を行い、防災ボランティアとしての意識の高揚とボランティアの要請を図ることを目的とする。

<熊本市総合防災訓練参加者数（白川小島橋下流右岸河川敷）>

年度	参加者数（人）
R1	—
R2	—
R3	—

<くまもと災害ボランティアリーダー研修会>

年度	参加者数（人）
R1	—
R2	—
R3	—

※R1～3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3) 地域のニーズに添ったふくし出前講座（平成19年度～）

ボランティア入門や体験講座等において、ボランティアセンター職員やボランティアアドバイザーが講師となり、学校や福祉施設職員及び地域のボランティアグループに対して、ボランティアコーディネートに関する講座と車椅子等の体験学習を実施している。

<ボランティアセンター出前講座実施状況>

年度	実施回数（回）	参加延人数（人）
R1	20	1,501
R2	6	454
R3	13	727

4) ボランティアアドバイザー相談員研修会（平成 25 年度～）

ボランティアセンター職員とボランティアアドバイザー（相談員）が、より一層の連携を図り、ボランティアセンターとボランティア活動者をつなぐボランティア相談員としての資質向上を図ることを目的とする。

<ボランティアアドバイザー相談員養成講座実施状況>

年度	実施回数（回）	参加延人数（人）
R1	—	—
R2	—	—
R3	—	—

<ボランティアアドバイザー相談員スキルアップ研修会実施状況>

年度	実施回数（回）	参加延人数（人）
R1	—	—
R2	—	—
R3	—	—

※R1～3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

5) ボランティアコーディネーター研修（平成 10 年度～）

社会福祉施設や病院等でのボランティア担当職員を対象に、ボランティアを受け入れる意義や役割などの必要な知識・技術を学び、仲介型の専門機関であるボランティアセンターと受入施設等が連携したボランティアサイクルの確立を目的とする。

<ボランティアコーディネーター研修実施状況>

年度	実施回数（回）	参加延人数（人）
R1	1	18
R2	—	—
R3	1	15

6) 傾聴ボランティア養成講座（平成 22 年度～）

相手の気持ちに寄り添い受け止める“傾聴”のノウハウについて学ぶ。

<傾聴ボランティア養成講座実施状況>

年度	実施回数（回）	参加延人数（人）
R1	5	11
R2	—	—
R3	—	—

※R2～3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

7) 視覚障がい者ガイドボランティア養成講座（平成 22 年度～）

行動に不安を抱える方を支えるガイドボランティアの育成を目的とする。

<視覚障がい者ガイドボランティア養成講座実施状況>

年度	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
R1	4	9
R2	—	—
R3	—	—

※R2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(3) 登録、斡旋、組織化基盤作り推進事業

1) 受給調整の拡大

市民のボランティア活動に対しての活動意欲を的確に受け止め、継続して活動ができるよう推進する。

- ア ボランティア受け入れ施設への調査・派遣
- イ 地域ボランティア活動に関する状況の把握
- ウ 既存のボランティア登録者との連絡・調整
- エ 企業ボランティアの拡大
- オ ボランティアグループの組織化

2) ボランティア登録者への支援 (昭和 61 年～)

ボランティアセンター (熊本市社会福祉協議会内) へのボランティア登録状況。(登録は年度更新)

<ボランティア登録者数> (単位: 人)

年度	個人登録者	グループ登録者	合計
R1	560	27,402	27,962
R2	511	61,087	61,598
R3	140	4,372	4,512

<ボランティア相談件数> (単位: 件)

年度	来所相談	電話相談	合計
R1	214	556	770
R2	561	567	1,128
R3	642	378	1,020

<ボランティアコーディネート件数> (単位: 件)

年度	依頼件数	コーディネート件数	コーディネート率
R1	108	88	81%
R2	11	7	63%
R3	13	5	38%

(6) その他の福祉施策

① 緊急一時援護費 (昭和 46 年度以前～)

旅行者の旅費等に金銭を貸与し、その援護を図る。

<緊急一時援護費貸与状況>

年度	貸与件数 (件)	決算額 (千円)
R1	22	13
R2	19	11
R3	20	12

② 赤い羽根共同募金運動（昭和 40 年度～ 熊本市共同募金委員会）

共同募金運動は、昭和 22 年戦後の荒廃した社会の中で、たすけあい精神を基調として国民たすけあい運動として始められ、以来今日まで毎年行われている運動である。

平成 12 年に社会福祉法が制定され、その中で地域福祉推進に係わる規定が設けられたが、その中に位置づけられた共同募金は、「地域福祉の推進」を目的に掲げ、時代のニーズにいち早く対応し、きめ細かく創意にみちた福祉活動を行なう民間社会福祉事業の財政的支援として大きな期待がよせられている。

熊本市共同募金委員会では、熊本県共同募金会をはじめ、各町内自治会との連携を強化し事業推進を図る。

<共同募金実績>

年度	目標額（千円）	実績額（千円）	達成率
R1	70,000	44,271	63%
R2	70,000	43,299	61%
R3	70,000	41,636	59%

<共同募金助成事業>

1) 熊本市共同募金委員会実施事業

町内福祉対策、校区社協育成費、民生委員児童委員育成費、児童施設交流ボーリング大会、赤い羽根募金推進向上事業、地域安全推進事業、青少年健全育成推進事業、難聴学級情報機器支援事業、記念誌作成、九州学生災害ボランティアフォーラム、赤い羽根保育園連盟共済事業、赤い羽根ふれあいきいきサロン推進事業

2) 熊本市社会福祉協議会事業

情報通信ネットワーク事業、地域活動推進事業、地域福祉部会研修、障がい部会研修、障がい者成人式、地域福祉活動計画推進委員会事業、校区社協行動計画事業、緊急一時援護費、ふれあい相談所運営事業、ニーズ通信発行事業、ガイドボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座、防災ボランティア事業、地域のニーズに沿ったボランティア事業、ボランティアコーディネーター養成研修事業、学生ボランティアネットワーク、ワークキャンプ、くまもと市民ボランティア週間、ボランティア・市民活動センター運営事業

③ 日本赤十字社社資募集（昭和 46 年度～ 日本赤十字社熊本県支部熊本市地区本部）

日本赤十字社は赤十字の一員として、人道、公平、中立など世界共通の理念・原則のもとに、災害救護活動・国際救援活動・救急法や家庭看護法普及活動等、多岐に亘る活動を展開している。

日本赤十字社熊本熊本県支部熊本市地区本部では、その活動を支え、より活発なものとするため、本市における赤十字活動の窓口として、日本赤十字社熊本県支部をはじめ、各町内自治会との連携を強化し、赤十字思想の普及と日赤社資募集運動の推進に努めている。

<社資募集実績>

年度	目標額（千円）	社員（人）	実績額（千円）	実績額（千円）		達成率
				社費（千円）	寄付金（千円）	
R1	95,151	27,314	40,097	13,402	26,695	40%
R2	96,261	21,973	34,886	10,742	24,144	36%
R3	96,261	16,860	37,348	7,856	29,492	38%

<災害見舞救援物資配布実績>

年度	毛布	緊急セット	下着セット	タオル	ビニールシート	タオルケット	パジャマ	飲料水
R1	46	16	41	265	15	46	46	15
R2	33	18	33	160	15	0	33	17
R3	47	24	49	245	25	2	49	24

④ 心配ごと相談事業

地域住民の持つ日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と指導を行うことを目的とし、地域住民の福祉の向上に努める。

<心配ごと相談事業実施状況>

名称	設置場所	相談日	対象者
北部心配ごと相談所	北部総合支所内	毎月第2、4火曜日 10時～12時	一般市民
植木心配ごと相談所	熊本市社協北区事務所内	毎週木曜日 10時～12時	
池田心配ごと相談所	池田コミュニティセンター内	毎週水曜日 10時～12時	
子飼心配ごと相談所	碩台コミュニティセンター内	毎月第2、4月曜日 13時～15時	

⑤ いきいき市民福祉基金助成事業（平成5年度～）

熊本市と社会福祉協議会とが共同出資で、平成5年までに約5億円の基金を創設し、「いきいき市民福祉基金」として熊本市社会福祉協議会に設置した。

その運用益により地域福祉活動を支援・促進する様々な組織、団体等に対して助成等を行う。

助成の対象事業	助成の対象とならない事業
(1) 在宅福祉の充実に寄与する事業 (2) 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 (3) 障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業 (4) ボランティア活動の促進に寄与する事業 (5) 児童福祉の向上に寄与する事業 (6) その他地域福祉の促進に寄与する事業	(1) 個人に金品を支給する事業 (2) 国、県又は市の補助事業 (3) 地方公共団体が事業の実施主体事業として行う事業 (4) 熊本県地域福祉基金又は熊本県福祉振興基金の助成を受けた事業 (5) 営利を目的とする事業 (6) 共同募金、熊本善意銀行及び民間福祉団体等の助成を受けた事業

<その他>

- ① 助成金額：事業に直接必要な経費（助成対象経費）の4分の3以内の額
- ② 限度額：一件につき30万円
- ③ 申込期間：9月1日から翌年1月31日まで（熊本市社会福祉協議会に申請書提出）

<いきいき市民福祉基金助成状況>

（単位 左：件／右：円）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	助成数	金額	助成数	金額	助成数	金額
在宅福祉の充実に寄与する事業	—	—	—	—	3	447,000
高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業	2	110,000	5	763,000	3	313,000
障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業	1	138,000	1	300,000		
ボランティア活動の向上に寄与する事業	—	—	5	466,000	5	744,000
児童福祉の向上に寄与する事業	—	—	2	421,000		
その他地域の福祉の推進に寄与する事業	1	112,000	1	283,000	3	371,000
社会福祉協議会自主事業	2	1,661,000	1	500,000	3	1,706,000
合計	6	2,021,000	15	2,733,000	17	3,581,000

1 設立

昭和63年2月1日(法人認可)、根拠法令:高年齢者等の雇用と安定等に関する法律

2 目的

熊本市シルバー人材センターは、定年退職者等に対して、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業促進を行い、生きがいの充実や社会参加・就業機会の増大、福祉向上の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。

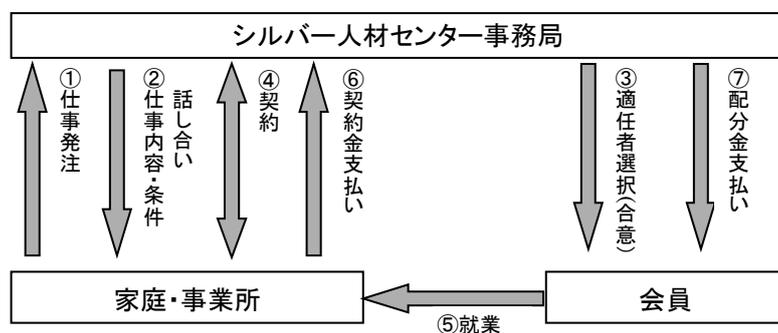
3 業務概要

【センターで扱う仕事の内容】

- (1) 専門技術……経理事務やテープおこし、パソコン指導等
- (2) 技能分野……植木の手入れ、簡単な日曜大工、襖・障子張り等
- (3) 事務分野……一般事務、調査事務、あて名書き、賞状書き、受付事務等
- (4) 管理分野……公園、建物、駐車場、駐輪場管理等
- (5) 折衝外交……検針、チラシ配布等
- (6) 一般作業……清掃、除草、草刈、芝刈、樹木の消毒等
- (7) サービス……家庭内清掃、洗濯、食事作り、育児サービス等
- (8) その他……ライフサポート事業(高齢者対象の手助け、小修理等1時間程度のもの)

【会員資格】

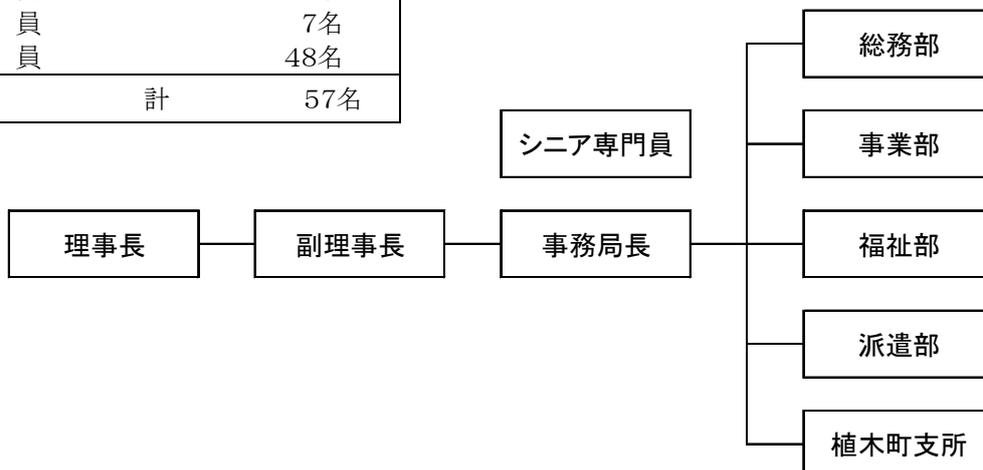
会員登録は、熊本市民で原則60歳以上の健康で働く意欲のある方。



4 事務局の組織図

(令和2年4月10日現在)

理 事 長	1名
副 理 事 長	1名
採 用 職 員	7名
嘱 託 職 員	48名
合 計	57名



5 業務実績

年 度	会員数(人)	契約件数	契約金額
R1	2,401	19,255	951,393
R2	2,310	18,278	918,700
R3	2,256	18,285	940,546